

1. 健康保険組合を取り巻く状況

≪高年齢者拠出金減額により一時的に経営改善組合が増加したが来年度以降は従来通りの厳しい環境が継続する≫

- (1) R4年度予算ベースで全国の赤字組合は963組合(対前年▲105組合)、赤字総額▲3,684億円(対前年+1,887億円)と黒字組合が423組合の見込。
(R2年度の新型コロナの影響による高年齢者医療費の一時的な減少により、拠出金の返還額が増加した極めて一時的かつ異例なもの。全国1,358健保組合ベース)
- (2) R5年(23年)以降の団塊世代の後期高齢者(75歳)に到達と今年度の拠出金減少の反動により後期支援金増加局面を迎え拠出金全体の急増が予想される。
- (3) 収支均衡に必要な財源を賄うための平均実質保険料率は9.85%となる見通しで、協会けんぽの保年料率(10.0%)以上の組合は306組合。
(協会けんぽ以上の保険料率になれば、健保組合を維持する意味が半減)

2. 令和3年度基礎数値

		R3 実績	R2 実績	R3 予算	R4 予算
保険料率		8.8%	8.8%	8.8%	9.3%
(事業主)		(5.225%)	(5.225%)	(5.225%)	(5.475%)
(被保険者)		(3.575%)	(3.575%)	(3.575%)	(3.825%)
被保険者数(平均)		8,065 人	7,958 人	7,959 人	8,066 人
報酬月額/人(平均)		380 千円	379 千円	372 千円	390 千円
総標準賞与額(年間)		11,969 百万円	11,773 百万円	11,006 百万円	11,572 百万円
給付費	法定給付	1,929 百万円	1,921 百万円	2,068 百万円	2,052 百万円
	付加給付	38 百万円	43 百万円	46 百万円	41 百万円
	(被保険者一人当たり)	(244千円)	(247千円)	(266千円)	(260千円)
納付金	前期高齢者	1,267 百万円	1,131 百万円	1,269 百万円	1,108 百万円
	後期高齢者	1,011 百万円	1,057 百万円	1,008 百万円	1,036 百万円
保健事業費	保健事業	58 百万円	70 百万円	93 百万円	83 百万円
	保養所等	22 百万円	20 百万円	21 百万円	21 百万円
(参考)					
加入者数 (被保険者+被扶養者)		16,127 人	16,143 人	16,235 人	16,077 人

《基礎数値》

新型コロナ禍が一定の落ち着きを見せ始め、経済活動が活発化し始めており
当組合も被保険者の増加や総標準賞与額に反映しつつある。

- ・保険料率 : 8.8%と前年と同率(R4から9.3%へ)
- ・被保険者数: 毎年増加傾向であるが、被扶養数が減少し、扶養率は1.00と毎年減少。
- ・平均標準報酬月額: 横ばい
- ・総標準賞与額(年間): 業績回復も今後先行き不透明
- ・給付費: 昨年を多少上回ったが1人当りの給付費は減少傾向
- ・前期高齢者納付金: 予算並みに増加
- ・後期高齢者支援金: 一時的に減少。
- ・保健事業費: (健保)と事業主との負担割合見直しによる▲10Mが影響。
- ・保養所等: 保養所、グラウンドの利用者数増加により費用増加。
- ・加入者数: 被扶養者の減少が継続

第1号議案 令和3年度「収入支出決算」
第2号議案 令和3年度「事業報告」

3. 令和3年度決算(21.4.1~22.3.31): 一般勘定

(単位:百万円)		R3年実績	R2年実績	前年実績差	R3年予算	予算差	(参考) R4年予算	
経常	保険料収入	4,212	4,137	+75	4,025	+187	4,508	
	その他	14	3	+11	2	+12	2	
	収入計	4,226	4,140	+86	4,027	+199	4,511	
	給付費(医療費)	1,967	1,964	△3	2,115	+148	2,093	
	高齢者納付金(国)	2,277	2,188	△89	2,277	△0	2,144	
	保健事業費・他	99	108	+9	140	+41	130	
	支出計	4,343	4,260	△83	4,531	+188	4,367	
経常収支計	△117	△120	+3	△504	+387	144		
経常外収支	108	132	△24	22	+86	8		
予備費	0	0		200	+200	200		
収支計(実質)	△9	12	△21	△682	+673	△48		
別途積立金取崩し	70	80		682		48		
収支決算残金	61	92		0		0		
(資産残高)					R3実績との差		R3年実績との差	
資産残高	準備金残高	1,038	1,038	0	1,038	+0	1,038	+0
	別途積立金残高	1,338	1,347	△9	665	+673	1,290	△48
	その他(土地・建物等)	86	114	△28	114	△28	86	+0
	合計	2,462	2,499	△37	1,817	+645	2,414	△48

<一般勘定>

- ① 経常収支は▲117Mの赤字で6期連続赤字。
・保険料は微増となった。(+75M);被保険者増加・報酬額微増。
・前期高齢者納付金の増額(▲130M)
・給付費(医療費)は前年並み(▲3M);うち新型コロナ医療費3倍以上の22百万円に増えており、実質この部分が給付費を押し上げた。
- ② 経常外収支は108Mの黒字となったが、高額医療交付金が減少し今期は▲9Mの赤字。
・健保連からの総支給額減額により対前年▲28M。
- ③ 期中に別途積立金70M取崩したので残金処分として61Mを積立金へ戻し入れする。
- ④ 資産残高は総収支赤字▲9Mとつじつじ荘土地売却による▲27Mが主要因で▲37M減少の2,462百万円。

第1号議案 令和3年度「収入支出決算」

第2号議案 令和3年度「事業報告」

3. 令和3年度決算(21.4.1～22.3.31): 介護勘定

(単位百万円)		R3年 実績	R2年 実績	R3年 予算	R4年 予算
保険料率		1.75%	1.75%	1.75%	1.75%
収入	介護保険収入	507.4	496.6	479.0	506.0
	その他収入	0.0	1.5	1.0	0.0
	計	507.4	498.1	480.0	506.0
支出	介護納付金	475.0	491.2	475.1	504.4
	その他支出	0.1	0.1	0.5	0.3
	計	475.1	491.3	475.6	504.7
収支		32.3	6.8	4.4	1.3
予備費(△)		0.0	0.0	△5.0	△5.0
準備金取崩し		0.0	0.0	0.6	3.7
差引		32.3	6.8	0.0	0.0
準備金(介護)		84.6	52.3	51.7	80.9

<介護勘定>

【適用】

- ①2号被保険者(本人): 対前年102%の4307名
- ②平均報酬月額、総賞与額とも対前年微増。
- ③被保険者一人当たり納付金額が年々増加傾向は変わらず。(R3年度は117.8%と大幅増)

【収支】

- ①被保険者増加、平均報酬微増により保険料増収。
- ②令和2年度(21年)に実施した介護保険料率の引上げにより安定した運営により32Mの収支黒字。
・1.50%→1.75%へR2年度より保険料率の引き上げが奏功。
- ③一般勘定や準備金からの受入や、繰入もなく、収支32Mは全額準備金に積立予定。

<介護保険>

- ・40歳以上の国民は全員加入義務があり、「介護保険料」として国に納付。(健保が従業員分を代行して納付)
- ・国は要介護の人たちへの「介護費用」の一部へ充当。

・国の政策によって介護保険政策が変更されるので、今後の動向に要注意

4. 令和3年度事業報告

<保健事業の目的と概略>

加入者の健康維持・増進を目的としており「健康指導」「健康維持増進」を促進するための費用。

将来の「医療費(保険給付金)」の削減を目指すために使用しており、積極的に削減対象とする費用ではなく効果的な使用を継続するもの。

<令和3年度の実績>

支出実績80.0百万円(対前年▲10百万円
対予算▲35百万円)

(1) 健診・保健指導 25.5百万円

特定健診: 加入者の扶養者に対する特定健診
特定保健指導: メタボ対象者(予備群含む)に対する保健指導

(2) 保健指導宣伝活動 9.7百万円

機関誌発行・医療費通知・ICT利用による各種健康イベント実施
(ポイント付与を含むPepUpの活用)

(3) 疾病予防活動 22.4百万円

加入者の定期健康診断の費用負担
会社での歯科検診実施
人間ドックへの費用補助(節目ドック、定年記念ドック、配偶者向)
がん検診への費用補助
「電話健康相談」の実施

会社との費用分担見直しで
減少(▲10M)

(4) 施設管理・運営 22.4百万円

保養所の管理運営
グラウンド、体育館の管理・運営

<令和3年の振り返り>

- ・当組合の喫緊の課題である被扶養者の特定健診受診率は前年より5ポイントアップの35.1%と大幅に向上した。
- ・被扶養者の特定健診受診率5ポイント向上
当組合で他健保平均より12ポイント低い30.0%であったが、**受診料の無償化、受診勧奨を2回に増やす**等の施策を行った結果 35.1%と大幅UPに繋がった。

<令和4年新たな取組>

- ・引続き被扶養者の**特定健診受診率向上を最優先に**取り組み、被保険者に均一なサービスの提供を行う。
 - ①被扶養者の**特定健診受診率の早期40%台への到達**
積極的かつ効果的な**広報活動の実施**
 - ②**無料歯科検診の全被保険者への提供**
本社、工場以外の地区での勤務者への**無料歯科検診サービス**を開始し、**歯科医療費削減への新たな取り組み**を始める。
 - ③**禁煙推進員会への積極的な参画と拠点活動の支援**
- ・会社の禁煙活動への取組に対し、禁煙治療の保険7割負担だけではなく、**各種活動へ積極的支援**を全面的に実施する。

令和4年度 保健事業費予算

104百万円(対前年実績+24M)

第3号議案 令和3年度「決算残金処分」の件

第4号議案 令和3年度「財産目録」の件

令和3年度残金処分(案)

<一般勘定>

収支決算残金処分 60,731,599円

上記決算残金を、次の通り処分する。

法定準備金	0円
別途積立金	60,484,639円
繰越金	0円
財政調整事業繰越金	246,960円

<介護勘定>

収支決算残金処分 32,282,853円

上記決算残金を、次の通り処分する。

法定準備金	32,282,853円
繰越金	0円

令和3年度財産目録

<一般勘定>

(単位:百万円)

	R3年度	R2年度	差異
(土地・建物)	(462)	(462)	0
(定期預金)	(551)	(554)	△3
(他)	(25)	(22)	3
法定準備金	1,038	1,038	0
(定期預金)	(1,338)	(1,347)	△9
(他)	(0)	(0)	0
別途積立金	1,338	1,347	△9
(土地)	(49)	(76)	△27
(建物)	(26)	(26)	0
(什器・他)	(11)	(12)	△1
その他	86	114	△28
合計	2,462	2,499	△37

*土地の処分の影響で一般勘定は37M減少

<介護勘定>

法定準備金	85	52	+33
(普通預金)	(85)	(52)	+33

*収支の安定化で33M増加

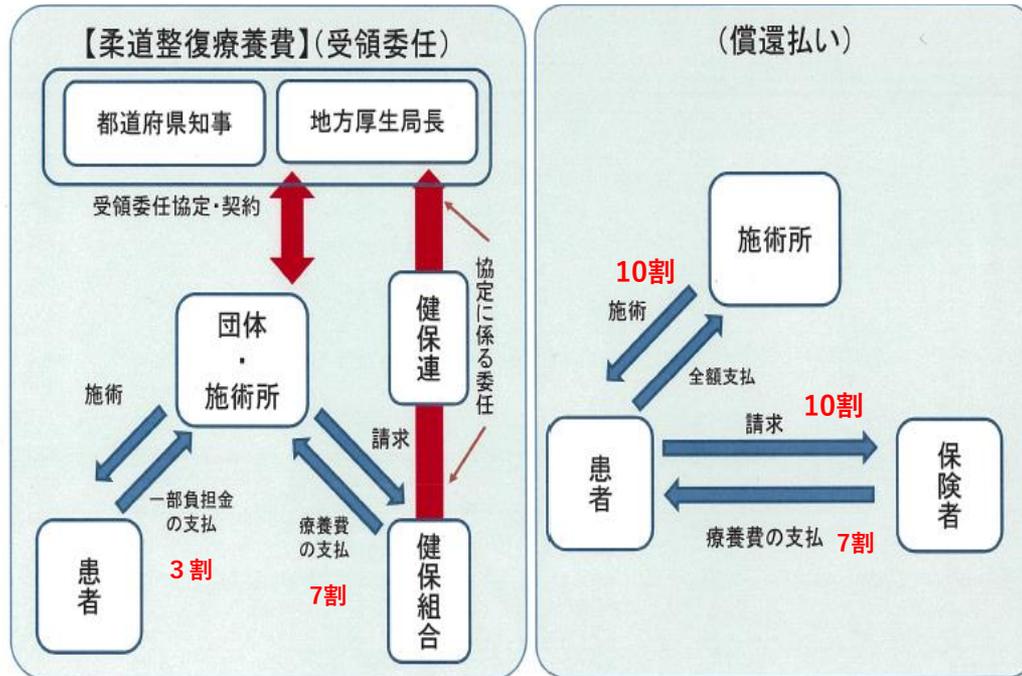
第5号議案 柔道整復療養費の一部償還払いへの変更について

<変更する内容について> ⇒ **患者の3割負担は変更なし**

従来：関係各所との協定/契約に基づき、(健保)は柔道整復師から請求を受け、患者の療養費の7割を支払う。 <受領委任払い>

変更後：**特定の患者**は、一旦患者が療養費を**全額支払い**、(健保)へ10割の負担請求を行い、請求に応じて**(健保)が患者へ7割を支払う**。 <償還払い> 11月施術分から変更予定

従来(受領委任払い) ⇒ 変更後(償還払い)



<導入の背景>

(社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会での答申)

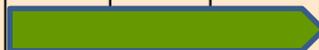
療養費の受領委任払いは患者の利便性が図られる一方、**不適切な患者も一定数存在**するという認識。不適切な患者は「受領委任払い」ではなく「償還払い」しか認めない**権限を(健保)に与えるべき**、という意見があった。

<対象となる特定の患者>

- ① **自己施術**：柔道整復師による自身に対する施術に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者。
- ② **自家施術**：柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術を繰り返している患者。
- ③ **保険者等が患者の施術内容照会を繰り返し行っても、回答しない患者**：→対象 R3年度 未回答率20% (97/474件)
- ④ **複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者**：→対象 R3年度 2/3242件

第5号議案 柔道整復療養費の一部償還払いへの変更について

導入までのスケジュール(案)

項目	R4年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月
8月 組合会で導入等の議決								
健保組合内での準備 点検事業者等との打合 ・基準等の確定 ・開始月の相談 ・事務スキームの見直し等								
事務要領の作成や様式の確認、変更等								
被保険者等への広報 ※組合機関誌・HPの掲載 患者照会文書等への記載								
償還払いへの変更の実施 (11月開始)			11月施術分から施行(導入)					

＜受領委任の取り扱い再開について＞

・患者類型①②④については該当しない状況が6か月以上継続している場合。

・③については(健保)からの照会に理解を示し遅滞なく回答が行われていることが確認された場合。



柔道整復療養費も支給要件と受領委任払いについての理解がなされ、今後の照会に対する回答を遅延なく提出することへの「同意書」を交し再開を認める。



当該患者と償還払いへの変更を通知した施術所に対し「受領委任払い再開通知」を送付する。

導入の効果: ①患者自らの申請で施術内容・施術料を明確に知ることができる。

②(健保)は患者からの申請都度、施術の事実確認を行うことができる。

(過剰・安易な施術の抑制と療養費適正化が期待できる)

報告事項1 個人情報保護管理規程・監査規程変更について

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(R4.4.1施行の概要)

- 1.個人の権利保護の強化
- 2.事業者の責務追加
- 3.事業者による自主的な取組の推進
- 4.データ活用の推進
- 5.法令違反に対するペナルティ強化
- 6.外国事業者への罰則追加

<法改正に伴う通知>

R4.3.4付 個人情報保護委員会・厚生労働省 連名通知

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について」

R4.3.30付厚生労働省 通知

「健康保険組合における自己点検の実施についての一部改正について」

通知に伴い、「個人情報保護管理規程」・「プライバシーポリシー」・「監査規程」の改定が必要。



(1)「個人情報保護管理規程」の変更点(施行日:R4.4.1)

- ①法改正に第三者の例外規定が追加されたことにあわせて**条文変更**(規程:第3条)
- ②法律の**条番号の変更**(規程:第4条、第5条)
- ③**ガイダンスの改訂**(規程:第21条)
- ④法律の規定にあわせて**項目の追加・修正**(様式1号・2号)

(2)「プライバシーポリシー」の変更点(施行日:R4.4.1)

- ・法改正に第三者提供の例外規定が追加されたことにあわせて**条文変更**(項番3)

(3)「監査規程」の変更点(理事長専決による施行:R4.6.21)

- ・自己点検の改正にあわせて**別紙シート内容の改訂**のほか、条文に見出し追記・文言修正。